

第7回通常総会記念講演会のご報告

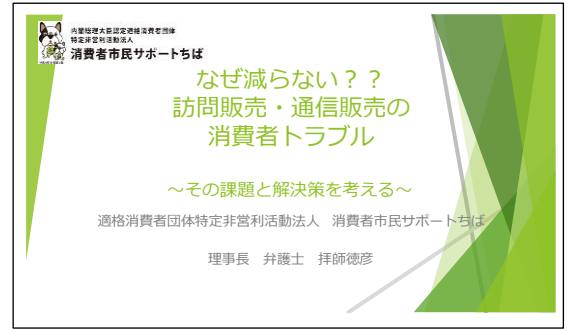
開催日：2024年6月15日（土）14：30～16：00

講師：弁護士 拝師 徳彦 氏

テーマ：なぜ減らない！訪問販売・通信販売の消費者トラブル
～その課題と解決策を考える～

会場：新潟県勤労福祉会館2階研修室

参加者：26名（会場・17名・Web9名）



講演会の主旨

最近の消費者被害の実例として以下のような手口が報告された。

・点検商法

「屋根が傷んでいる」と言って訪問し、工事をするように勧める。しかしもともと逃げることを目的にしたトクリユウ（匿名・流動型犯罪グループ）がかかわり被害回復ができない傾向にある

・災害に便乗した手口

・動画サイトの定期購入

・お試しの商品を購入したつもりが、定期購入になっているという手口

・副業サイトの手口。LINEの友達登録をさせ、高額なマニュアルを購入させ、消費者金融から業者の口座に直接お金を振り込ませる手口

平成28年に特定商取引法（特商法）が改正され、訪問販売での過量販売の解除権、再勧誘の禁止、不実告知の禁止などが追加された。また、令和3年には通信販売の定期購入被害が増えたため、最終確認画面などで誤認させる表示が禁止された。しかし、法律改正にもかかわらず、訪問販売は密室性があり再現できないことや、通信販売は取引記録保存の消費者負担が大きいうえに解約方法も限定的で実質的に解約できないなどにより、消費者被害はいっこうに減っていない。

このような被害を防ぐため、2022年から「特商法改正全国連絡会」を結成し、連絡会の獲得目標として、次の3つの柱で活動している。

1・不承知勧誘の規制強化

訪問販売や電話勧誘販売で、消費者が事前に拒絶の意思を示した場合、勧誘してはいけないとする規制の強化。

2・SNS等のインターネット通販への規定整備

インターネット通販における勧誘などについて、クーリング・オフや契約取消権、行政規制を導入し、被害を受けた場合、SNS事業者に対する情報開示を請求できる制度の導入。

3・マルチ商法規制の強化

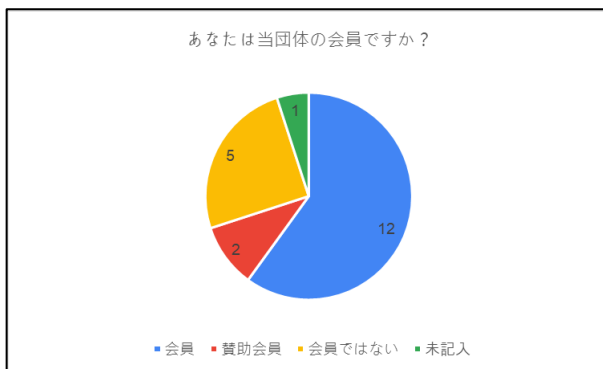
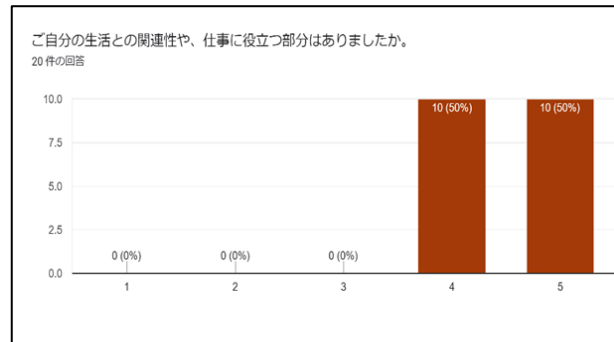
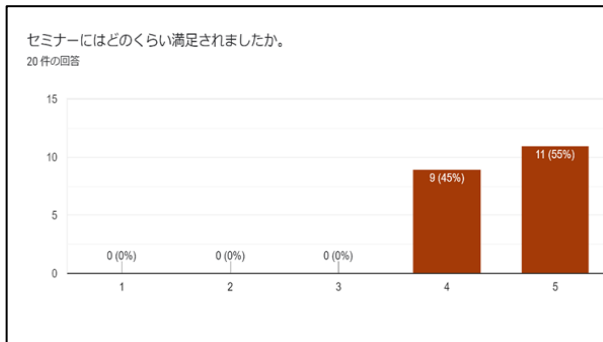
連鎖販売取引に関して、国による登録・確認などの開業規制の導入。

獲得目標を実現するために、各団体からの意見書発出・地方議会請願・各地でのシンポジウムの開催の取り組みを進めている。新潟でも地方議会での請願などに取り組んでほしいとの力強い呼びかけで講演会を締めくくられた。

文責：事務局

アンケート回答 20 名（会場 13 名+Web7 名）

1 2 3 4 5
 まったく満足しなかった ○ ○ ○ ○ ○ 非常に満足した



参加者アンケートでは、以下のような声が寄せられた。（抜粋）

- ・特商法の改正が必要な理由と改正の方向性が良くわかりました。とても勉強になりました。
- ・訪販通販、高齢者の被害が高いのは、免許返納・交通機関が少ない、足腰が悪いなど、ソフト老害も加わり、家に一人でいるとやさしく聞いてくれるので、ついお試し定期購入へ！！これらが要因ではないか。
- ・講演で改めて問題点を学ぶことができた。
- ・特商法の改正が必要な理由と改正の方向性が良くわかりました。とても勉強になりました。
- ・日常的な買い取りの訪問電話に困ることが多いが、本日の講座は参考になった。
- ・既存の法制度では不十分な面があるので更なる法改正が必要と感じた。
- ・せっかくの講演なのに、質疑応答時間が短くて残念でした。もう少し時間を柔軟に運用していただきたいかったです。
- ・講演会の開催・運営大変ご苦労様でした。消費者相談で多く取り扱っている事案で参考になりました。特商法改正への動きも知ることができ、大変良かったと思っております。
- ・後日視聴できるように配信を今後考えてほしい。